

## 診療所等賃上げ支援事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 令和8年2月26日付け医政発0226第11号、医薬発0226第2号厚生労働省医政局長・医薬局長連名通知「令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について」に係る別紙「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱」及び令和8年4月1日付け厚生労働省発医政0401第1号、厚生労働省発医薬0401第42号厚生労働事務次官通知「令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金の国庫補助について」に係る別紙「令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱」の規定に基づき実施する診療所等賃上げ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、診療所等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、医療機関等の従事者の処遇の改善につなげることを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

### (補助対象施設)

第3条 補助金の交付対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。なお、いずれも健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。

- (1) 令和8年3月1日時点で「ベースアップ評価料（※1）」を届け出ている医科診療所、歯科診療所及び訪問看護ステーション
  - (2) 現行の制度上、「ベースアップ評価料」を届け出られない（※2）が、令和8年6月1日時点で令和8年診療報酬改定による見直し後の「ベースアップ評価料」を届け出ることを誓約する医科診療所、歯科診療所及び訪問看護ステーション
  - (3) 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後の「ベースアップ評価料」を届け出ることを誓約する保険薬局
- （※1）「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。
- （※2）医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を

除く) を行う職員のための診療所等

(補助対象事業等)

第4条 賃上げ支援の対象者及び賃金改善の内容は、次のとおりとする。

(1) 賃上げ支援の対象者

補助対象施設の開設者と労働契約を締結している者(非常勤職員を含む。以下、「対象職員」という。)であり、次の各号に掲げる以外の者とする。

- ア 補助対象施設の管理者
- イ 補助対象施設を開設する法人の理事長
- ウ 補助対象施設を運営する個人事業主
- エ 薬局の開設者

(2) 賃金改善の内容

ア 原則として、補助金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。)を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4か月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。

イ 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に補助金を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。

ウ 賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主分も含むものとする。

エ 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等又は地方自治法第232条の2の規定により地方公共団体が支出する補助金)を財源として行っている部分に充てることはできない。

(補助額)

第5条 補助金の額は、賃金改善に要した額と、別表に定める補助上限額とを比較し、少ない方の額を支給額とする。また、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場

合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、診療所等賃上げ支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、その他知事が必要と認める書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条の規定による申請書兼実績報告書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定及び額の確定を行い、様式第2号による診療所等賃上げ支援事業費補助金交付決定及び額の確定通知書を申請者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 知事は、前条第1項の規定による交付すべき補助金の額を確定したのち、すみやかに、申請書兼実績報告書に指定のある口座に支払うものとする。

(申請の補正が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 知事が第7条第1項の規定による交付の決定を行った後、申請者の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該交付決定を取り消すものとする。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(交付決定の取消等)

第11条 知事は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助対象者がこの要綱の規定に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わない場合。
- (2) 補助対象者から報告のあった実績報告書が明らかに事業の目的に合致していない場合。
- (3) 申請内容を偽り、その他不正の手段により補助金の支給を受けたと認める場合。

(補助金の返還)

第12条 知事は、前条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年5月28日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助対象施設		補助上限額
有床診療所		許可病床 1 床当たり 72,000 円 ただし、病床数が 2 床以下の診療所は 1 施設当たり 150,000 円
医科無床診療所		1 施設当たり 150,000 円
歯科診療所		1 施設当たり 150,000 円
保険薬局 同一グループ内の保険 薬局の数（※）として	1 店舗以上 5 店舗以下	1 施設当たり 145,000 円
	6 店舗以上 19 店舗以下	1 施設当たり 105,000 円
	20 店舗以上	1 施設当たり 70,000 円
訪問看護ステーション		1 施設当たり 228,000 円

（※）厚生局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和 7 年 4 月 30 日時点の数とする。